



CHECK

代表権の引き継ぎ

- 代表権の引き継ぎが適切に行われないと、経営体制を維持できなくなり、経営に重要な意思決定をすることが難しくなる



CHECK

代表権の移転

- 事業承継税制の要件に定められている



CHECK

代表権

- 取引や業務など会社の決定を行う法律上の権限



CHECK

代表権

- 会社の定款に代表取締役として登記されているものが代表権を有している

代表取締役の選任



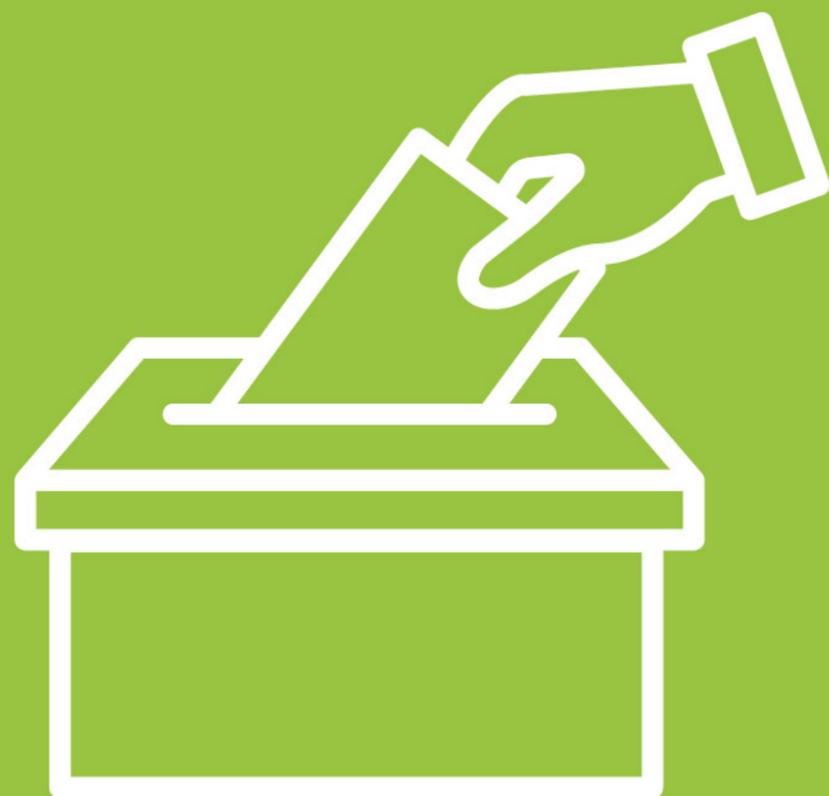
- 取締役会で行う
- 取締役が 3 人以上いれば、取締役会で新しい代表取締役の選任決議ができる



注意点

代表取締役の選任

- 取締役が 3 人未満の場合は、代表取締役の選任はできない



代表取締役の選任

- 取締役が 3 人未満の場合は、株主総会で 3 人目の取締役を選任後、取締役会で代表取締役を選任する



代表取締役の選任

- 取締役会が設置されていない場合は株主総会により代表取締役を選任する



CHECK

代表取締役の選任

- 定款に代表取締役の定めがある
- 取締役の互選が認められている

定款に応じた手続きで選任する



CHECK

議決権

- 株式会社で提案される議題・議案に対して、賛否の意思を表明し会社の意思決定を行う権利



CHECK

議決権

- 安定的に会社経営を行うため、3分の2以上の議決権を保有する
(少なくとも過半数の議決権を保有)



CHECK

支配権

- 議決権のある株式を 3 分の 2 以上所有している



CHECK

支配権

- 株主総会の特別決議を成立させることができる



CHECK

特別決議

- 定款の変更
- 特定の株主からの自己株式の取得
- 会社の重要な意思決定ができる



CHECK

普通決議

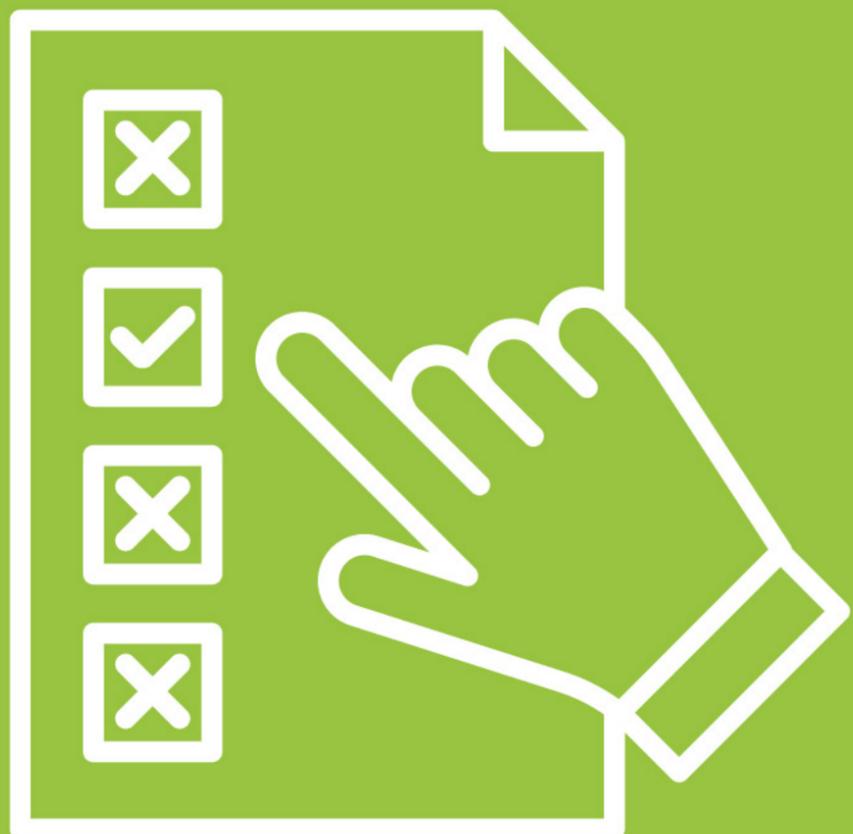
- 議決権のある株式を2分の1超を所有している
- 取締役、監査役の選任
- 役員報酬、
- 剰余金の配当、準備金の減少



CHECK

所在不明株主

- 株主名簿に記載はあるが、連絡が取れなくなり所在が不明になっている株主



要件

所在不明株主

- 5年以上通知が継続して到達しない
- 5年間剰余金の配当を受領していない

株式の競売、売却の手続きが可能



注意点

少数株主

- 事業承継、相続発生時など重要な意思決定をする際に、会社運営に支障をきたす可能性がある



CHECK

少数株主対策

- 売買によって株式を任意に取得する
- スクイーズアウト



CHECK

スクイーズアウト

- 株主から同意を得ることなく金銭を対価として株式を取得する



CHECK

株式等売渡請求

- 取締役会の決議が必要
- 株主全員に対して株式全部を特別支配株主に売り渡すように請求する
- 実施できるのは特別支配株主に限られる



CHECK

特別支配株主

- 総株主の議決権の10分の9以上を保有する株主
- 株式等売渡請求により支配権を100%入手することが可能



メリット

株式等売渡請求

- 株主総会決議が必要ない
- 時間を大幅に短縮できる



CHECK

名義株

- 株主名簿の作成が義務付けられている
- 出資者と名簿上の株主が異なる場合がある



デメリット

名義株

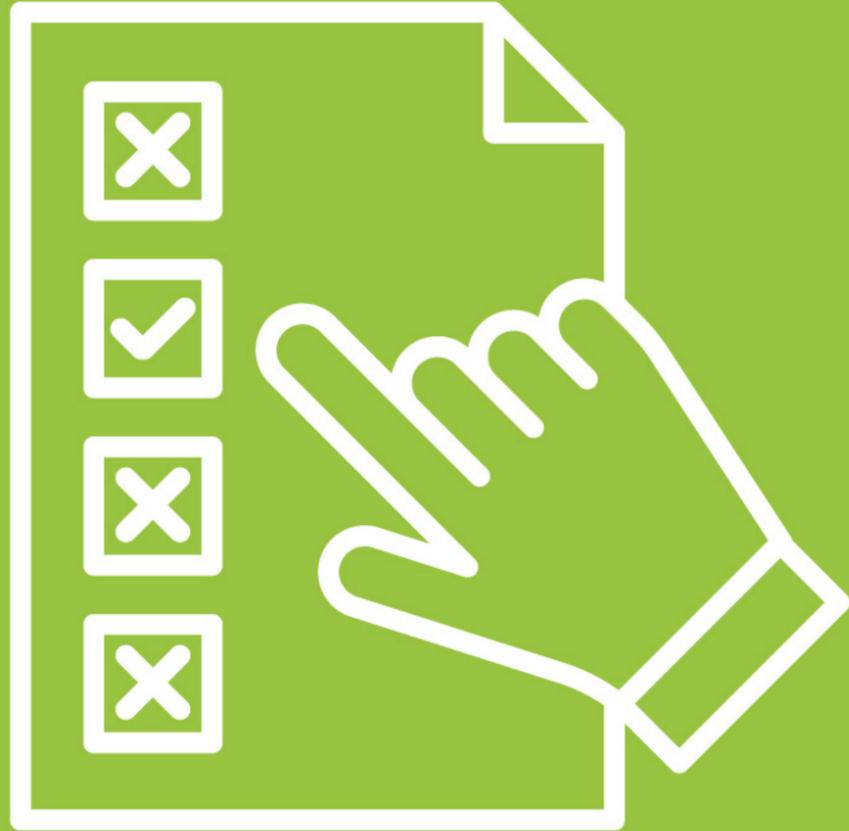
- 事業承継の際、名義が異なるので譲ることができない
- 株式が後継者に集中しないと支配権が確立できず、経営が不安定になる



デメリット

名義株

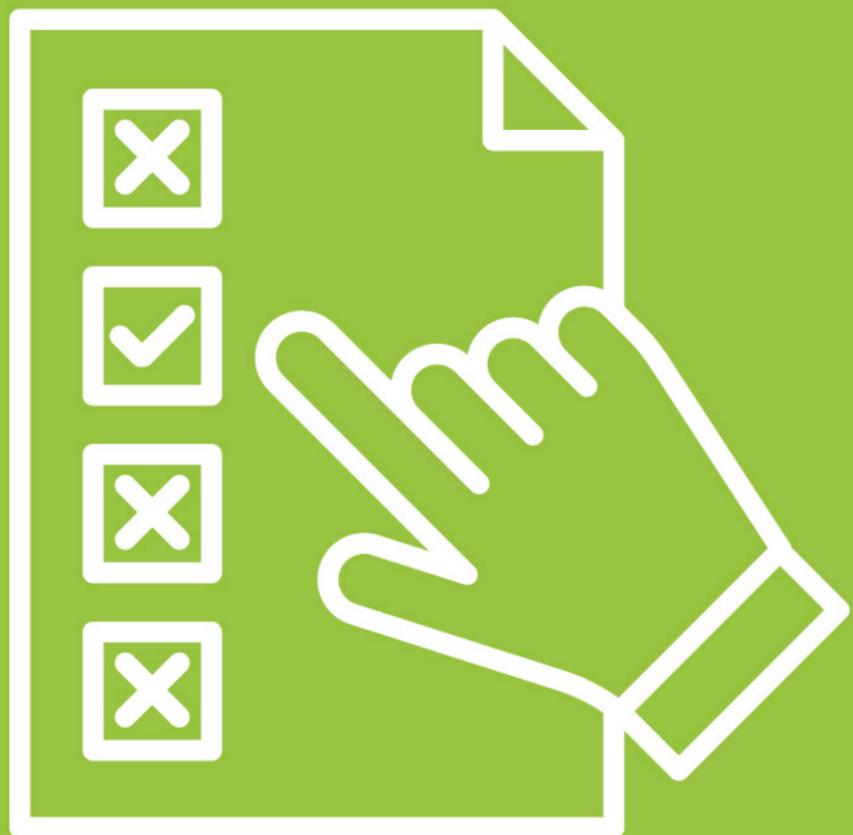
- 相続発生時に名義を貸した側の財産か、借りた側の財産かをめぐりトラブルに発展する



判断基準

名義株の判断

- 実際に出資したのは誰か
- 議決権は誰が行使しているか
- 配当は誰が受け取っているか



判断基準

名義株の判断

- 名義を借りた理由は合理的か
- 株主であると認識しているか
- 株券を誰が持っているか



CHECK

名義株の解消方法

- 株主でないことを認識しているかを確認
- 名義を実質株主に変更することの承諾を得る
- 贈与税回避のため確認書を作成する